

無通帳口座切替取引に関する規定

無通帳口座切替取引とは、「西京銀行スマホバンキング」による依頼に基づき、紙媒体の通帳を発行する口座（以下、「有通帳口座」）から紙媒体の通帳を発行しない口座（以下、「無通帳口座」）へ切替える取引の取扱を明記したものです。

1. 無通帳口座とは

- (1) 無通帳口座は、紙媒体の通帳を発行しないお客さま専用の預金口座をいいます。
- (2) 無通帳口座の入出金明細は、「西京銀行スマホバンキング」を利用して、お客さまご自身の操作により確認を行うこととします。
- (3) 無通帳口座は、紙通帳および定期的なお取引明細は発行しません。

2. 有通帳口座から無通帳口座への切替え

- (1) お客さまは、当行所定の方法により、有通帳口座を無通帳口座に切替えていただくことができます。ただし、預金口座のご利用状況によっては、無通帳口座に切替えできない場合があります。
- (2) 有通帳口座を無通帳口座に切替える場合、紙通帳は切替えの手続きが完了した時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替えの手続きが完了した時点で有通帳口座に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。「西京銀行スマホバンキング」でご確認ください。

3. 無通帳口座の解約

- (1) 無通帳口座を解約する場合は、当行本支店窓口にてお手続きください。
- (2) 前項の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

以上

2026年2月1日現在